

大田市議会定例会の招集に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第37号

大田市議会定例会の招集に関する規則の一部を改正する規則
大田市議会定例会の招集に関する規則（平成17年大田市規則第4号）の一部を次のように改正する

本則に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、その前月又は翌月に招集することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。